

市民文教委員会会議録

平成27年6月4日(木)
(開 会) 10:00
(閉 会) 11:32

案 件

1. 所管事務の調査について
 - (1) 市民環境部
 - (2) 教育部

【 報告事項 】

1. 公用車による交通事故発生の報告について (生涯学習課)
2. 平成27年度中学生海外研修事業について (生涯学習課)
3. 公用車による交通事故発生の報告について (環境整備課)
4. 工事請負契約の報告について (契約課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。所管事務調査に係る資料については事前に配布しておりましたので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。

今回の「所管事務の調査について」は市民文教委員会の所管する各部・組織及び業務の概要について、確認することを、主旨とするものですので、質疑の内容が、詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において、内容を限定した上で、調査要求をしていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。また執行部におかれましても、本調査の主旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑に移ります。調査における質疑は部ごとに区切って行います。

はじめに、市民環境部について質疑を許します。

まず、質疑通告があります、2ページ、「まちづくりについて」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

まちづくりについてまず質問をさせていただきます。当飯塚市は、都市目標の1つに市民と行政が協働でつくるまちづくりを掲げられています。それで、まちづくり協議会が市内12カ所に設置をされてますが、このまちづくり協議会を重要なパートナーととらえておられており、行政と対等なパートナーとしての組織になるため、現在どのような取り組みがなされてきているのか教えてください。

○まちづくり推進課長

市内12地区の各まちづくり協議会は、平成26年度から新しい補助金制度を基にした事業・活動を進めており、市といたしましても積極的な支援体制を構築しているところであります。

まちづくり協議会の現状については、全体的には、各地区の実情に沿った事業・活動に取り組んでいただいていることで、徐々にではありますが「協働のまちづくり」の実施、実現に向けて1歩ずつ進んでいると考えているところであります。

○上野委員

行政が考える対等なパートナーというのは、どういう理想像を考えられておられますか。最終的には。

○まちづくり推進課長

対等なパートナーというのは、協働のまちづくりを行政と一緒に進めることができる団体。地域のさまざまな課題に対しそれぞれの立場を尊重し、行政でできる部分、地域でできる部分、一緒になってやる部分と、それぞれの立場を尊重し、解決に向けた活動をすることができる相手、それがいわゆる対等なパートナーというふうに考えております。

○上野委員

対等なパートナーという理想的な形づくりに向かって一歩ずつ進んでいるというご答弁ですが、具体的にあとどのくらいの期間があれば、その理想像が完成をするのか、またそれに向かって進まれるのか教えてください。

○まちづくり推進課長

具体的に何年後に「行政と対等なパートナー」になるのか、ということですが、各まちづくり協議会は設立されて、まだ日が浅く活動初期の段階でもございます。3年後とか5年後とかいう明確な答弁は出来かねますが、1日でも早くそうなるよう、今後ともしっかりと支援はしていきたいと思っております。

○上野委員

わかりました。齊藤市長の大きな目標の1つで、3期目もあと3年ですので、4期目に向かって大きな目玉となるように、しっかり3年間でつくり上げていただきたいというふうに要望して、終わります。

○委員長

次に6ページ、「窓口職員の外部委託について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

まず最初に、市民課窓口係について質問させていただきます。各種の証明書を請求する窓口の職員の方は、外部の方でしょうか。

○市民課長

住民票の写し、戸籍謄抄本等の交付に関する各種の証明書等の発行業務は、福岡市の日本コンベンションサービス株式会社九州支社に委託いたしております。

○兼本委員

窓口業務従事者に対しての研修は、誰がどのように行っているのでしょうか。

○市民課長

窓口業務従事者の研修は、受注者により実施をされております。

その内容は、採用時の従事者研修はもちろん、接遇研修、個人情報保護研修等が定期的に実施され、業務に対する引継ぎ事項等の確認、業務意識の向上のための朝礼が行なわれております。また、管理責任者、リーダーによる個人指導は常時なされています。

さらに、毎月1回問題解決のために、市民課と受注者である日本コンベンションサービスで打合せをしており、法改正等必要がある場合は、指導や研修の実施を依頼いたしております。

○兼本委員

そうしますと、市民課の窓口係としての市民サービスとはどのように考えてありますか。

○市民課長

住民サービスの向上、これは一番の目標でございます。市民課職員が直接対応している業務もございますが、コンベンションとの打ち合わせの定期定例会において業務の現状と課題の報告をしたり、また、例えば「6月1日から新年度納税証明が発行されるので、混雑の解消を図るためにシフトの調整をしてください。」等の依頼や、総合案内の方との連携のための会議の開催など委託業者と共に住民サービスの向上を目指し、問題点や改善点の共有を図りながら、調整をとっているところでございます。

○兼本委員

今のお話を伺いまして、窓口業務従事者の研修というのが受託業者任せのような、私は感じます。今御答弁いただいたような飯塚市としての市民サービスのあり方というのは、その研修の中に反映をされて、ちゃんと行われているのでしょうか。

○市民課長

先ほど答弁いたしましたように、月1回の定例会の中で市としてこのようにしていただきたい、そして市の方向性等ありましたら話をしているところでございます。

○兼本委員

それでは、窓口でトラブルが発生した場合どのように対応を行っていますか。

○市民課長

証明書の受け渡しミスや案内のミスによるトラブル、来庁者を長時間待たせてしまった等の対応の不備によるトラブルなど、業務に関するトラブルは基本的に受注者で対応することとしておりますが、どうしてもお客様にご納得いただけないとき等は、市職員が速やかに対応するようにいたしております。

○兼本委員

そうすると、受注業者で業務に関するトラブルは基本的に対応されるということですが、そういったトラブルに関する報告とか連絡というのは、市民課の方にですね、伝わってきているのでしょうか。

○市民課長

日々起こるトラブルで問題点があれば責任者の方から報告がございまして、または会社を通して市として対応するようなことであれば、急ぐ問題でなければ定例会で解決を図るようになっております。

○兼本委員

外部委託した場合のメリット、デメリットというのはどういったことがありますか。

○市民課長

外部委託した場合のメリットですが、繁忙期等の適切な人員配置、また、急な欠勤にも対応できるような待機制度、待遇対応等、民間業者のノウハウを活用することにより住民サービスの向上を図ることが出来たことでございます。

また、委託により窓口業務従事者と内部処理業務を行う職員との業務分担を行うことが出来るようになり、事務処理スピードの点でも住民サービスの向上を図ることが出来ました。アンケート結果をみても、「対応がスピーディになった。」、「久しぶりの手続きだったが、親切に対応してもらい書類への苦手意識がなくなった。」など高評価を頂いております。

デメリットについて、現在のところ特に問題点はないと捉えています。

○兼本委員

窓口業務は委託しているわけですが、市民は飯塚市が窓口業務を行っていると思っています。つまり、飯塚市という看板を背負って委託業者が窓口業務を行っていることになるんですけれども、各種証明書の発行業務といえども、例えば住民票の発行で例えると、使用用途に合わせて必要な記載があるものを発行しないといけません。市民はどのような記載があればいいか分かりかねる方が多いと思います。また、市役所に行けば、その用途に合わせた証明書を発行してくれるものだと大半の方は思っていると思います。そのために、使用用途を記載する項目が申請書にあるわけですし、申請者は記入するわけですから、申請者の必要に応じた的確な発行業務が行われることが、私は市民サービスではないかと思っています。

先ほどもご答弁いただきましたが、そういった事を踏まえてですね、市民の皆さんが満足できるような、建設的な会議や研修を行っていただけて、委託業者と協同しながら、市民サービスの向上を図ってもらうことを要望させていただきまして、終わらせていただきます。

○委員長

次に、6ページ、「個人情報の保護について」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

個人の税と社会保障を一括管理しようとするマイナンバー法の施行が目の前に迫っていますが、今月2日に報道となった年金データの漏洩は大きな社会問題となって、個人情報保護に関して、市民、国民の不安を煽ってしまっているのではないかとというふうに心配をしておりますが、当市、飯塚市では、個人情報の保護はどのようにやられておられますでしょうか。

○市民課長

市民課における個人情報の取り扱いについては、特に注力を要するものであると認識いたしております。住民基本台帳等の基幹系の情報と、インターネット等に接続される内部情報系と呼ばれるネットワークは物理的に分離されていおります。よって、セキュリティの確保がこれではなされていると考えております。市民課といたしましては、6月2日の新聞報道を受け、職員には個人情報の取り扱いについて厳しく指導し、さらに同日、情報化推進担当次長名で「情報セキュリティの遵守について」の通知が出されましたので、通知の内容に沿って再点検を行い、内容の遵守についても再確認を行っているところでございます。

○委員長

次に、17ページ、「ごみ収集のカラス対策について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

生ごみ用の黄色のゴミ袋が、カラスにつつかれてごみが散乱してる状況をよく見かけるんですけども、この状況についての対策について、どういう対策があるか教えてください。

○環境対策課長

市民の方からカラスなどの小動物によるごみの散乱情報があった場合は、職員が現地へ赴き処理を行っております。併せまして被害の状況の把握と写真撮影を行い、「ごみの出し方のご協力をお願い」チラシを作成し、被害が発生した周辺住民のお宅へ配布しております。

また、ごみを出す場所の状況に合わせて、ポリバケツの使用やごみネットの設置を市民の方へご案内しております。

今後も市報等も活用し、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

○兼本委員

そうすると、以前はかなり散乱している場所をよく見かけましたけれども、今の現状としましては、散乱するっていうことは、その状況として少なくなっているのでしょうか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○委員長

次に、17ページ、「ごみ処理について」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

ごみ処理についてお伺いします。今年度4月からごみ収集業務の一部を新たに民間委託をされているようですが、その業者の選定、どのようになされたのか教えてください。

○環境対策課長

飯塚市第二次行財政改革実施計画に基づきまして、直営での可燃ごみ収集・運搬業務の一部を移管し、2台分を2業者へ民間委託しております。

なお、委託先につきましては飯塚市のごみ収集業者により結成された団体である飯塚清掃事業協同組合との協議を行い、調整が整いましたので、2業者と平成27年4月1日より「一般廃棄物収集運搬業務委託」の締結を行っております。

○上野委員

2つの業者は、新たな所謂新規の業者ではなく市内の既存の業者という認識を持っておきます。で、このごみ収集業務。合特法との関連があるのではないかと認識しているんですが。現

在、飯塚市が合特法に基づいて出されている代替事業、どんなものがありますか。

○環境対策課長

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法に基づき、代替業務として飯塚市終末処理場運転管理業務を委託しております。

○上野委員

ということは、飯塚市としては、下水道事業に関連しても会計は違うけれども合特法に関連がある代替事業というふうに認識をされている、ということによろしいでしょうか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、市民環境部の質疑を終結いたします。

次に、教育部について質疑を許します。

まず、質疑通告があつていますが、1ページ、「学習環境の充実について」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

学習環境の充実について。エアコンです。数年来、言わせていただいておりますが、エアコンの整備と共に、加えてタブレットと電子黒板の整備も是非教育に力を入れる飯塚市は取り組んでいただきたい、年次的に導入をしていただきたいと思いますが、そんな計画はありますか。

○教育総務課長

まず、エアコンでございます。エアコンの設置につきましては、必要なことであることはこれまでにお話しした通りでございます。その認識は現在でも変わっておりません。今後とも、老朽化大規模改修工事や情報機器等の整備もございまして、エアコンの整備につきましても、その中のひとつとして今後とも検討していきたいと思っております。

それから、タブレットと電子黒板におきましてございまして、飯塚市におきましても、今後子どもたちにとって確実に必要となる「教育のICT化」を推進していくために、今年度におきましては、ICT活用モデル校にタブレットや電子黒板などのICT機器を整備し、飯塚市版の教育のICT化の検証を行う予定としております。

なお、モデル校につきましては、小・中学校各1校、加えて特別支援教育を対象としたモデル校の指定を予定しております。今後は、教育効果の検証に加えICTを活用するための環境の整備、また教員のICT活用能力の向上に向けた取り組みを計画的に実施する必要があると考えております。

○上野委員

確認させていただきます。エアコンはさておき、タブレットと電子黒板は本年度中に指定校に配置をされて、年次計画的に全校に配置されるという認識をもってよろしいですか。

○教育総務課長

まずは、今年度そういった形で指定校を指定いたしまして、その効果、そういったものを検証していくと、そういった中で全校的に配置するのかということを検討していきたいということでございます。

○委員長

次に、4ページ、「教育委員会後援行事の協力体制について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

教育委員会に後援をもらった行事について、質問させていただきます。市教育委員会が行う後援についてお伺いします。後援の手続や援助、協力等はどのようになっているのでしょうか。

○学校教育課長

本市教育委員会が行う後援につきましては、主催団体等から市教育委員会事務局担当課へ申請をいただきます。社会教育団体等の団体及び個人が行う公共性の高い事業に対しまして、もっぱら営利を目的としている場合などの対象とならない事業を除いて、市教育委員会が支援していくべきものと認められる事業に対して援助を行っているところであります。

その援助・協力の内容といたしましては、金品の援助等の実質的な支援措置は行いませんが、後援により市施設使用料の減免措置が適用されることとなっております。また、主催団体等が市立小・中学校への広報を要望される場合には、校長会議等において事業説明の場を設定するとともに、各学校へのパンフレット等の配布などの協力をさせていただいているところでございます。

○兼本委員

そうすると、市の教育委員会が支援していくべきものと認められて後援がもたらした事業に対しては、学校側からそれはちょっと協力できないとか、そういったような反対の旨の報告や連絡というのは今までにありましたでしょうか。

○学校教育課長

市の教育委員会が行った後援につきまして、最終的には各学校の方で、その後援された事業についてどういう対応をしていくかというご判断をされることとなりますが、全て、大変たくさんございますので、全てにわたってそのことの把握はしておりません。

○兼本委員

私が聞いたところによりますと、後援をもらった事業で、先程おっしゃられたような各学校へのパンフレットなどの配布、協力ということをお願いしていったところですね、校長会でパンフレットの配布を反対され配布されなかったという事例があったと聞いています。学校と教育委員会との密な連絡や報告体制がとれてないのでこういう事が起こったのではないのか、事業を行っている側からしてみれば、やはりそれが不審に思うことではないのかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょう。

○学校教育課長

先程も申し上げましたけれども、大変後援の対象となる事業は広範囲でございまして、例えば、市立の小中学校の生徒が対象となろうというふうに想定されているものにつきましても、また広く、市民の方を対象とすることもございます。そういったことについて、個々の事例については各学校で教育的な観点等からですねご検討をされて、その対応はされている、あるいはされるべきものであろうかと考えております。

○兼本委員

そうすると、その事業を行う方の側には、全くその旨のこの学校側の意見というのは伝わらないような状況ですよね。教育委員会の方にもそういったものの話が、学校側から連絡はないというような形になるのでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

恐らく主催者側もですね、連絡があれば、その内容に納得すれば別の手段を考えて、いろんな当然そのパンフレット等もお金もかかってきますし、いろんな労力もかかったりとかしております。何もこれは学校とですね教育委員会との連絡が取れなかったからこそ起こった事案だと僕は思います。そこにはいろんな人の思いも入っていると思うんですね。また、主催者の方も教育委員会に講演依頼を申請するわけですから、子供教育の一環を担う為に行うイベントだと思っております。今の子供たちの教育というのは、学校と保護者、それから地域がやはり協力し合わないといけない時代だと私は思うんですけれども、教育委員会としてはどのように思

われてますでしょうか。

○教育長

現在、教育委員会の後援を受けての事業や諸行事について、教育委員会と学校との連携がまだ密に出来て無いのではないかというお尋ねだと思います。

まず後援につきましてはですね、色んな各種後援の形態がありますが、大きく2つに分けて、いわゆる名義後援というものと実質後援という形があります。

名義後援といいますのが、今、質問者が仰っているとおり地域で子供たちの教育に資すること、それから社会教育の観点から資すること、そのような場合に施設や会場の減免を求めたり、参加する方々が「これは教育的に非常に意味のあるものですよ」と言う意味合いを持たせるために教育委員会に後援を申請されるという、そのようなものを名義後援という言い方を私たちはしております。

これとは別に、現実的に子供たちの参加や保護者への協力を積極的に呼びかける、これを実質の後援というように考えています。受付窓口も生涯学習課が受け付けましたり、文化財保護課が受け付けましたり、そして今答弁しています、学校に直接かかわるものであれば学校教育課が受け付けたりということで、教育委員会の後援の申請の窓口も複数ございます。学校の協力を求めるときにはですね、現場の、これは小学校の低学年には非常に効果的であるけれど、中学校にそぐわないとか、またその逆のケースもございますので、現在のところ開催の時期だとか趣旨だとか、それが有料なのか、無料なのかというようなことも含めまして、代表校長会の方に置いていただきましたり、もしくは事務局の方が代わりに書類を持って審議をいただきまして意見をいただく中で、「この形をこんなふうに変えてもらえば学校も協力しやすいですよ。」とかいうようなアドバイスも求めて変更することもありますし、「この形だと、これは学校での配布をするには学校教育上望ましくないのご遠慮願いたい。」というようなことで、お断りするケースもございます。

今お尋ねのケースで、そのような連絡系統がきちんとあれば修正等もできたものも現実あるので、そのような事が無いように、「今後、事業主催者と教育委員会と学校現場とで連絡や調整を密にしてくれ。」というご提言だと思いますので、それを受けとめまして、今後そのような未調整のないように対応していきたいと思っております。

○委員長

次に、4ページ、「小中一貫教育について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

小中一貫校は3年目になるんですかね。今どのような教育効果が出ているのか教えてください。

○学校教育課長

本市では、義務教育の目標を効果的に達成するために小中一貫教育を推進し、小中学校9カ年間の連続した学習指導や生徒指導の充実を図っているところでございます。その中で、ご質問のあった小中一貫校は、施設一体型の小中一貫教育を展開しております。

その教育効果といたしましては、学習面におきましては、以前は、小学校では学力が全国平均を上回っているものの、中学校になると低下するという状況でございましたが、小中一貫教育の推進に伴い、中学校においても学力が年々向上し、現在ほぼ県平均に達している状況であります。生徒指導面においては、学校の荒れの目安となる、いじめや暴力行為なども減少してきておるということでございます。

○兼本委員

今、学力アップが福岡県、特に飯塚市とかでも求められていると思うんですが、小中一貫校になって、学力向上の取り組みについてですね、今までの体制と違ってよくなるどころとか、

今までこの3年間でそういう実績が出てきたことがあれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長

小中一貫校颯田校では、小学校1年生から4年生までを「前期」、小学校5年から中学校1年までを「中期」、中学校2・3年を「後期」という3つの区分に基づき、各区分で目標を設定して、9年間を見通した教育活動を展開しているところでございます。

学力向上のご質問をいただきました取組といたしましては、まず、「前期」では、基礎的・基本的な学習内容の習得を目標に、読み書き計算の徹底を図る「チャレンジタイム」という取組を実施しています。次に、「中期」では、教科の専門性の高い中学校の教員が、小学校の一部教科で授業を行う「一部教科担任制」の導入や、中学校の教員あるいは中学生が小学生に勉強を教えあうような「ブラッシュアップタイム」を実施しています。また、「後期」では、そういった前期、中期の取組を生かしまして、主体的につまずきを克服するために「スパイラルタイム」を実施しています。このような取組を通して、基礎・基本の定着やつまずきの克服を図るとともに、異学年が交流することで、互いに思いやりの心が生まれるとともに、学習に対する意欲も高まってきているという報告を受けております。

○委員長

次に、4ページ、「教職員の研修について」、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

所管事務調査資料についての、通告書に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。教育現場における教職員の研修についてお尋ねしたいと思っております。教育委員会として学校に勤務する教職員の研修について、どんな基本的な考え方をお持ちなのかを、まずお尋ねしたいと思っております。

○学校教育課長

御承知のとおり関係の法令によりまして、任命権者であります県の教育委員会の方が、研修実施の義務規定が県費負担教職員にはございます。それに加えまして、市の教育委員会が主催の市教育委員会独自の研修をいたしております。私どもがやっております研修の大きな基本的な指針といたしましては、一点は、管理職はじめ、それぞれの職あるいは職務に従事する教職員がおりますので、そういった教職員の職能を図る研修ということが一点でございます。あともうひとつは、飯塚市におきましても学校教育でさまざまな教育課題を抱えております。そういった教育課題の解決に向けて、学校に対して様々な情報提供あるいは指導する場として、教育課題の解決を図る研修というようなことで、今実施をいたしているところでございます。

○勝田委員

恐らく今述べられたのがですね、職能アップ、それから教育課題解決に向けてという目的のもとで、文科省あるいは県教育含め飯塚教育委員会もですね、実践していると思うんですが、学校の活性化とか特色化を図る上でですね、特に児童生徒の学力向上を図る時に何といっても一番大切なのは、教職員一人一人の資質能力にかかっていると私は思います。さらに学校長も学校力ですね、学校力を高める面では学校に勤務する教職員の教師力、そういった教員としての力に左右されるということも間違いないと思います。

ただ一方でですね、各学校に存在すると思われませんが、指導力不足教員と通称呼ばれている、そういった教科指導、生徒指導、人間関係づくりといったものが不足している教員の実態があると思うわけですね。そういう教員が学校に一人いるとですね、実は別の方がそのアフターに回らなければいけないという実態があるわけです。つまり一人の指導力不足教員もしくは不適格教員と言った教員がいたらですね、実施2の教員がその学校で実質自分の職能発揮できないという状態があるわけですね。従って、そういった指導力不足教員と呼ばれている先生方に対して市教委として何か対応はされているのでしょうか。

○学校教育課長

先程ご答弁申し上げました、市教育委員会独自の教職員研修も、当然教職員の指導力の向上を目指した研修でございます。しかし、まず各学校におきましてはですね、各学校で組織的な校内研修体制を整備し、その充実を図るといように指導しておりますし、また、日常的に管理職等がですね、個々の教職員に対しまして、指導、支援などを通しまして、適切な教育指導を行えるようにですね、実践的な指導力の育成を図っているところでございます。さらには個別に指導支援が必要な教員につきましては、市の教育委員会も校長を対象に、年度2回人事に関するヒアリングを実施しておりますので、その際に実態もお聞きいたしまして、学校からの要請等必要に応じまして、学校教育課の職員を派遣をいたしましたり、あるいは市で教育研究所を有しておりますので、そこでの相談や支援あるいは学校相談等対応専門職員というものも配置をしておりますので、相談や場合によっては巡回の指導も行うという事で、今後も努めて参りたいと思っております。

○勝田委員

すいません。それでは端的に聞きます。教育委員会がですね掌握している、指導力不足教員もしくは校長とのヒアリングの中で大体どれぐらいの実態数を把握されていますか。

○学校教育課長

いわゆる指導力不足教員ということの定義も若干問題になろうかと思いますが、先程申し上げましたように、個別に学校の方で支援が必要などということに対しましては、先程申し上げたような取り組みをやっているところでございまして、例えば、いわゆる指導力不足教員対応につきまして、国の方が教育公務員特例法を法改正いたしまして、そういった指導が不適切な教員の人事管理の厳格化ということが進んでまいりました。そういったことでの県教育委員会が定義をいたしております、いわゆる指導力不足教員につきましては報告は受けておりません。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 47

再開 10 : 58

再開いたします。

○勝田委員

それでは、先ほどの指導力不足教員についてはですね、かつてこの指導力不足教員の研修については平成11年に県教委が始めたんですよね。実際そのときに私がある職員を、2名程指名をして、本人に納得させて1年間研修しました。確かに効果はあがります。ですから、そういったことで、先ほど言ったように、教員の力によって学校が大きく変化する、その中に先生方の意欲とかですね、そういった指導力を失わせないためにもですね、是非そういった指導力改善研修ではなくてもいいですので、校長協議会というものもありますので、そういったところで十分意見を論議されて、こういったものに取り組むように要望したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、4ページ、「不登校児童生徒の実態・具体策について」、勝田委員に質疑を許します。

○勝田委員

不登校の児童生徒のですね、実態とその具体策について、教えてください。

○学校教育課長

本市の不登校児童生徒の実態につきましては、市立小中学校における不登校児童生徒数の過去3年間の推移についてご説明申し上げます。平成24年度は小学校が47名、中学校136名、計183名でございました。平成25年度は小学校66名、中学校が173名の239名。そして、平成26年度は小学校が53名、中学校が154名、計213名でございます。平成25年度に前年度に比べまして増加をいたしましたけれども、今年度また、減少に転じた状況

でございます。

その具体策につきましては、まず1つ目は、不登校の未然防止のための取り組みといたしまして、教師が日常的にさまざまな場面をとらえて、児童生徒への言葉掛けなど係わるように努めると共に、児童生徒が自己存在感を味わったり、学ぶ喜びが実感出来るような事業作りあるいは社会性や人間関係能力を育成する為の取り組みをいたしております。また、不登校の兆候を示す生徒への早期発見、早期対応といたしましては、児童生徒が相談しやすいような教育相談体制の充実あるいは不登校の兆候や傾向のある児童生徒に対しまして、マンツーマン方式という組織的な取り組みを推進しております。また、不登校児童生徒へのきめ細かで継続的な支援といたしまして、学校に県費でスクールカウンセラーを派遣されておりますし、市の方も市費で5名スクールカウンセラーを有しております。そういった専門家や関係機関との連携を図りながら、対応していくように指導しているところでございます。

○勝田委員

それですね、今報告があったように確かに不登校児童生徒というのは、小学校高学年から急激に増えて中学校で増えるわけですね。ですから、おそらく飯塚市には飯塚市の適応指導教室がございますよね。その中でそこは主に中学生が通級するような形になっていると思いますが、小学校の高学年、こういったもの各学校で設置されてる委員会で、不登校対策委員会なるものが確かあると思います。その中にソーシャルワーカーだとか、それからスクールカウンセラーあるいは民生委員の方が来て、いろんな解決してると思うんですが、実は、何でもかどうかですね、隣の嘉麻市においてはですね、この不登校対策について中学校、小学校それぞれに訪問出来て家庭訪問をすとか、学校訪問してその子を長期観察するとかですね、そういった市費での定数が設置されてる訳ですよ。で、不登校の要するに適応指導教室であれば、150名の中学生のうち恐らくこの教室に通ってるのは4ないし5名と伺ってる訳ですね。ということは、ほとんどの子がそういった対応に講じることができてないという実態があると思うわけです。ですから、そういった形で、是非ですね、この不登校対策に対するせめて小学校、中学校にですね、1名ずつぐらいの、そういう定数を確保してこの不登校対策にぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、4ページ、「発達障がい児童生徒の対応について」、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

次に、発達障がい児童生徒の実態と具体策についてお尋ねしたいと思います。飯塚市内の小中学校においてですね、発達障害と診断される、もしくは判断されて報告されている児童生徒の実態とその具体策についてお尋ねします。

○学校教育課長

発達障害のある児童生徒につきましては、通常の学級における指導、それに加えて通級による指導、すなわち通級指導教室での指導を行っているところでございます。通級指導教室につきましては、議員のご説明にもありましたように、本市におきましても設置がされておまして、学習障がいLD、あるいはADHD注意欠陥性多動性障がい、そういったものに特化をいたしまして、現在小学校が2校そして中学校が1校という中で通級による指導を展開をいたしているところでございます。

○勝田委員

そこですね、その通級指導教室の要するに指導の実態なんですよね。その中でこういったものがされているかを今日はもうちょっとお尋ねしますが、実はこれについてはですね、相談したいけど、連絡取るけども、その発達障がいの対象児童が余りにも多いので、通級指導室に連絡しても行けないという保護者がいるという実態を私は何人か聞いたんですよ。ということは、実際にその実態数に比べて小学校で2クラス、中学校で1クラスですかね、1学級か、

全部で3学級あると思いますが、小学校においては、まだ教室の数を増設する必要があるんじゃないかと考えてるんですが、その方向性は何らか持っておられますか。

○学校教育課長

通級指導教室につきましては、県の教育委員会の方から定数をいただきまして、設置をいたしておりますものの、そういった施策の推進状況を見ますと、委員もおっしゃっておられましたけれども、増加傾向にはあるというようには認識はいたしておるところでございます。

○勝田委員

そこで、あの次のですね介護支援との絡みもあるんですが、もちろんその学級の定数もちょっと要望を後でしますが、合わせてその介護支援員というのが国の雇用促進施策の基で、平成18年か19年か、そこから飯塚市内では配置をされてると思うんですね。で、恐らく課長は、嘉麻市の学校教育課とも連絡をとって、この嘉麻市のそういった特別支援の介護支援もしくは介護支援教諭、それから、この発達障がいではないんですが、特別支援学級の介助員といったほんとと手厚いんですね、そういう施策はたくさんあるんですね。そのことについてぜひですね、これも今後学校教育課とも相談し、今日せっかくですね、市長さんもみえられておりますので、是非これには予算が伴うんですね、人事ってのは。それで、こういったことを一つ一つクリアされて、ぜひ住みたいまち、住み続けたいまちづくりにですね、そういう方向に向けていきたいと思っておりますので、そういった検討も今後よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長

次に、8ページ、「学校給食について」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

学校給食のメニューについてお伺いをするんですけども。核家族が増えている現在で、家事を軽減するとともに、子供たちのお楽しみの1つでもある学校給食ですから、そのメニューについては、飯塚市の学校給食献立検討委員会と今後も連携を密にされて、楽しくおいしいメニューを考えていただきたいと思うんですが、このところいかがでしょうか。

○学校給食課長

今、委員が申された給食内容の充実を図ることを目的として、飯塚市学校給食献立検討委員会を設置しております。それは、小学校、中学校の教諭代表、並びにPTAの代表で構成をいたしておまして、今年度は、それぞれ6名ずつの12名となっております。

学校給食につきましては、学校における食育の推進を図ることを目的に、学校を教育活動の一環として位置づけられており、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものでございます。そのため、献立は文部科学省が児童及び生徒の健康の増進及び食育の推進を図る為望ましい栄養量を算出をいたしました、学校給食実施基準に基づき作成をしているところでございます。栄養教諭及び学校栄養職員が献立原案を作成をいたしまして、毎月1回開催をしております飯塚市学校給食献立委員会の意見を聞いて決定をしているところでございます。

献立の内容に関しましては、毎月、旬の食材を使った味噌汁、それから各地の郷土料理、カルシウムデー、世界の料理、飯塚の台所かみかみデー、といった。テーマ献立を取り入れておまして、様々な食を体験できるように取り組んでいるところでございます。更に、夏休み期間中に調理職員の技術の向上と給食献立の開拓を目的に、給食調理員が考えたメニューにより調理コンクールを実施しております。そこで考案されたメニューも実際の献立に取り入れ献立の拡充を図るなど、バラエティーに富んだ献立作成に努めているところでございます。

○委員長

次に、10ページ、「学校建設に伴う教育現場への配慮について」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

学校建設に伴う教育現場への配慮についてお伺いをいたします。現在、小中一貫校の準備や建設に伴って、現場では想定外の問題や課題があるというふうに思っています。今後のためにも、また、視察に来られる皆さま方への説明のためにもですね、今までの経験を生かして、穎田や幸袋の事象を校長会や教頭会で、ぜひ情報共有をしていただきたいと思いますと思っているんですが、その点いかがでしょうか。

○学校施設整備推進室主幹

これまで学校建設に伴います問題、課題などをですね、教育委員会でまとめたものはありませんが、しかしながら、穎田校の建設におきまして、小中学校教育委員会事務局で、学校づくりについてですね協議をします穎田校区小中一貫教育推進委員会をつくりまして、その協議内容をまとめました穎田校区小中一貫教育だよりが学校において作成をされております。このだよりには、学校におきます小中一貫教育校としての教育内容づくりを始め、学校建設に伴います備品の整理や建築工事に伴います学校運営の変更事項などが記載されておきまして、市内の学校の先生にはもとより、市外からの視察、研修の際においても、活用を既にされているところでございます。また、この情報につきましては、既に学校等にもですね、配布をさせていただいてるところでございます。

○委員長

次に、13ページ、「公民館の役割と施設等について」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

公民館の役割と施設等についてですが、まず公民館の目的と役割を教えてください。

○生涯学習課長

公民館は、実際生活に即する教育、学術、及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としているところでございます。それにあわせまして、公民館の役割といたしまして、まず1つ目でございますが、学習情報の提供、これは公民館官報の発行でございます。学びの機会の提供。これは各種講座や教室を開催、それから各学校の余裕教室を活用させていただきまして、放課後子ども教室の事業や熟年者学び事業を行っております。3つ目でございますが、自主的な学習活動への支援といたしまして、公民館サークル事業、飯塚市民学びネットワーク事業を行っております。4番目ですけども、表現や連帯活動や学習成果還元への支援などもあわせまして、この事業につきましては、生涯学習ボランティアネットワーク事業を行っているところでございます。

○上野委員

そのように地域と密着した重要な役割を担ってらっしゃる公民館なんですが。現在の公民館の施設について、現状を教えてください。

○生涯学習課長

市内12地区に設置しております地区公民館につきましては、昭和40年後半から50年最初にかけて建築したものがほとんどでございます。老朽化が進み、耐震基準を満たしていない状況にあるため、教育委員会といたしましては、飯塚市地区公民館施設の整備計画案を作成したところでございます。この計画では、市内12地区公民館施設のうち小中一貫校と複合化しております、穎田公民館、及び複合化をいたすところで計画をしております鎮西公民館、並びに耐震基準を満たす飯塚、庄内の公民館を除く、8地区、二瀬、幸袋、菰田、飯塚東、立岩、鯉田、穂波、筑穂の公民館施設については平成29年度から33年度の間に整備を行う計画として予定しているところでございます。

○上野委員

計画予定ということですが、公民館の役割を阻害するような改変計画はありませんか。

○生涯学習課長

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など地域における住民の学習需要に総合的にこたえる社会教育施設であることから、今後もさらに地域住民の生涯学習の場として公民館の役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、飯塚市地区公民館施設の整備計画に基づいて進めてまいりたいと考えておりますので、先ほど委員が言われているような計画しておりません。

○上野委員

計画しておられないということですが、公民館というのは公民館だけの役割ではなくて、いま飯塚市が同等のパートナーとして育てられようとしている、まちづくり協議会の主要な活動の場でもあるというふうに私は思っています。この活動がですね、阻害されるような施設の改変は認められないし、また飯塚市自身が抱えられている都市目標に反するようなことは決してやるべきではないということだけを申し上げて、質疑を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

質疑は無いようですから、教育部についての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

お諮りいたします。所管事務の調査については、調査終了といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって所管事務の調査については調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故の報告について」の報告を求めます。

○生涯学習課長

資料といたしまして「事故現場見取図」を添付しておりますが、公用車による交通事故の発生についてご報告いたします。

先月、4月7日火曜日午後4時10分頃、筑穂公民館敷地内において、生涯学習課筑穂公民館嘱託職員が、関係先から帰館し筑穂公民館に隣接する車庫に駐車しようとしたところ、車庫の壁面に接触したものでございます。

車庫については損傷なし、車両については左側側面後方のスライドドア部分に擦り傷を与えたところでございます。車庫側の損害はございませんでした。

事故の原因は、狭い道を前進する際内輪差を十分に確認せず公用車を前進させたことが挙げられます。公用車の修繕については、管財課と協議の上保険により対処するものでございます。金額につきまして166,752円でございます。なお、嘱託職員の交通事故防止につきましては機会あるごとに指導を行っておりますが、今後はこのような事故が起きないように指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年度中学生海外研修事業について」の報告を求めます。

○生涯学習課長

平成27年度中学生海外研修事業につきましてご報告いたします。

この研修は、昨年度と同様、友好都市を結んでいるアメリカ合衆国カリフォルニア州のサニーベール市近郊で、ホームステイの実施を主体とした研修内容でございます。研修の委託事業者につきましては、公募による業者選定を行いまして、「株式会社 JTB九州」にお願いするようにしております。

研修生の申し込み及び選考結果につきましてご説明しますと、定員は20名でしたが、申し込みをされた中学生は、36名でございました。研修生の選考につきましては、4月29日イイズカコミュニティセンターにて選考試験を開催いたしております。選考試験の内容につきましては、作文試験、英語筆記試験、それから三人一組の形式で面接試験及び英語での面接試験を実施しております。選考試験の結果、総合的な上位20名を今年度の研修生と決定いたしましたところでございます。

研修の事業日程表でございますが、4回の事前研修及び2回の渡航説明会を経て、8月19日から27日までの9日間で現地研修を行い、帰国後は2回の事後研修及び帰国報告会を予定しております。なお、2枚目の日程表の下の方でございますが、今月6月でございますが、サニーベール市と友好の絆を深めるため、6月18日から24日までの間、本市でホームステイをされる予定でございます。それにあわせまして、中学生海外研修事業の2回目の事前研修も予定させていただいております。

以上、簡単ではございますがご報告といたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○環境整備課長

公用車による交通事故発生について、ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

当該事故は、平成27年4月23日木曜日午後2時10分ごろ、環境整備課職員が公用車で狂犬病予防集合注射の会場へ向かう際、途中道の間違いに気づき正しい進路に戻そうと路地にて方向転換するためにバックしたところ、後方にあった相手方のブロック塀に衝突し、相手方のブロック塀及び市の車両を損傷させたものです。

損害の状況につきましては、市側が車両の左リヤバンパー及び左リヤフェンダーの損傷。相手方は、相手方敷地内に設置してあるブロック塀の損傷となっております。なお、市側、相手方ともに、人身傷害はございませんでした。また、この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議しております。

今回の事故でございますが、車両の後方はもとより周囲の安全確認を十分に行わなかったことが大きな要因でありますことから、今後このような事故が起こらないよう、車両の運転については周囲の安全を十分確認するよう当該職員に対し強く指導をいたしました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行ったところではございますが、今後も機会あるごとに安全運転の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありますか。

○上野委員

2件の交通事故のご報告いただきましたけども、全くこれわかりません。2件目、交通事故

の報告については様式を統一してもらえませんか。誰に言ったらいいか分かりませんが、どなたが作られてるか分からないんですけども、今のあの環境整備課の方の資料は全くどうなるかわからないので、きちんとその発生日時とかですね、特に事故の概況とか、車両・人身の賠償額とかがわかるような資料を今後はつけていただきたいというふうに要望したいというのが1点と、もう1点は事故の報告がない委員会とか議会が全くないように思うんですよ、それだけ事故が多い。以前私申し上げたんですけども、やっぱり事故を起こして、もう職員の方なり、全く自己負担がないわけなんで、それはあの保険でカバーできるからいいんでしょうけど、やっぱり自分がやったことの責任はですねえ、やっぱり分かって頂かなくちゃいけないと思うんで、以前私は委員会で本人に来ていただいて本人から説明をしてもらった方がいいんじゃないかということをご提案申し上げたんですが、それも難しいのであれば、指導はされてるんでしょうが、事故を起こした当人ですね、何らかの罰とは言いませんけども、処置なり何なりが必要じゃないかなというふうに思いますので、これは2回目ですが、これもご要望申し上げます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約の報告について」の報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。今回の報告をいたします2件の工事は、仮称飯塚市立穂波東小中学校建設に附帯する専門工事2件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、2件とも市内空調業者を指名することを決定し入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。「仮称飯塚市立穂波東小中学校建設空調設備その1工事」につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果でございますが、落札額が7484万4千円、落札率99.54%で「株式会社 筑豊冷機」が落札しております。次に、資料2ページをお願いいたします。「仮称飯塚市立穂波東小中学校建設空調設備その2工事」につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7020万円、落札率99@p-0.81%で「小川設備工業 株式会社」が落札しております。

以上簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした